【土木史研究　講演集　Vol.30　2010年】

アーバンデザインとしての屋外彫刻の歴史的展開に関する研究*
～戦前の東京府内公共空間に設置された屋外彫刻をケーススタディとして～

A Study on Historical Development of Outdoor Sculptures from the Point of View of Urban Design

山本　陽**，篠原　修***

By Yo YAMAMOTO,Osamu SHINOHARA

To create more beautiful public space with the outdoor sculptures, it is necessary to consider it as an urban design.This study is consideration of historical development of restriction, the form, the purpose, the adjustment with context of space and the method of setting up for outdoor sculptures set up between until ending of World War II at the Meiji era in Japan. As a result of the research, the sculpture often adjusted to the context because the administration judged the suitable sculpture for public spaces.The sculpture was set up in consideration of surroundings, and the method was classified into six types.

1．はじめに

(1) 研究の背景

現在我が国の公共空間には，数多くの屋外彫刻が設置されており，公共空間の構成要素の一つとなっている．

我が国の公共空間に西洋美術の影響を受けた屋外彫刻が設置されたのは，明治時代が最初であり，1960年代以降の全国の自治体による彫刻設置事業や，1990年代以降の都市再開発での設置，近年の商店街へのアニメキャラクター設置等，現在に至るまで継続的に設置されている．

これら公共空間に設置される屋外彫刻は，近年パブリックアートなどとも呼ばれる場合もあるが，美術館など特定の目的を持った人々のみが訪れる場所とは異なり，人々が否応なく目にする場所に設置されるため，その内容が公共空間にふさわしいものであることが求められる．

そして，公共空間へ設置する上では，彫刻単体としての妥当性だけではなく，アーバンデザインとして，取り巻く空間全体に対する位置づけ(意味や配置の妥当性)や，周辺を含めた景観形成に対する配慮も必要である．

しかし，現在公共空間に設置されている屋外彫刻のすべてにそれら配慮がなされているとは言い難く，戦後に設置されたもののいくつかは，彫刻単体としての表現の内容や設置場所などの観点から「彫刻公害」といった言葉で批判されることもある．

このような状況を踏まえ，今後，屋外彫刻を活用したより良い公共空間の形成を図っていくためには，これまでに設置された屋外彫刻がどのような目的や意図で設置され，また，アーバンデザインとしてどのような配慮がなされていたかを振り返り，屋外彫刻の設置の在り方を考察することが望まれる．

本研究では，明治から現在に至るまで，公共空間に屋外彫刻が設置された各時代の中で，初期にあたる明治時代から第二次世界大戦終了まで（以下，戦前）の時代に着目する．

(2) 研究の目的

本研究の目的は以下の通り．

①戦前に公共空間に設置された彫刻について，設置に関する規制の内容とその結果を分析し，考察を行う．

②戦前に公共空間に設置された彫刻について，その内容や設置目的，場所との意味的つながり，設置方法(場所，位置等)を分析し，考察を行う．

(3) 用語の定義

本研究における公共空間とは，広場や公園，街路といった誰もが自由に往来できる場所のことをいう．ただし，官有地だけではなく，事社の境内や民有地であっても，誰もが自由に往来できる場所は公共空間と捉える．一方，大学等教育・研究施設や民間企業敷地内等，主にその場所に所属した集団のみが往来する場所については，公共空間には含まない．

本研究における屋外彫刻とは，屋外の公共空間に恒久的に設置することを目的として設置された彫刻のことをいう．ただし，石碑や忠魂碑，忠霊塔といった記念碑は本研究の対象には含めないこととした．

また，一般人が自由に立ち入ることができない軍施設内等に設置された屋外彫刻であっても，敷地外から自由に眺めることができたことが，写真等で確認できたもの

*keyword:屋外彫刻，アーバンデザイン，東京

**学生会員　工修　政策研究大学院大学
（〒106-8677　東京都港区六本木 7-22-1）
***正会員　工博　政策研究大学院大学

については，公共空間に設置された屋外彫刻としてとらえた．

(5)調査方法

本研究では，彫刻単体に関する内容や設置目的といった情報に加え，公共空間に設置された屋外彫刻をアーバンデザインの観点から分析するため、屋外彫刻設置に関する規制や，屋外彫刻と設置場所との意味的つながり，周辺環境との関係性についても調査を行った。個別の分析対象に関する調査項目を表１に示す．

調査にあたっては，既往文献等から各項目の内容を抽出すると共に，旧版地図や古写真を用いて設置位置や向きを特定した．

表１ 調査項目

調査項目	調査結果の例
① 屋外彫刻の内容	形態，設置年,寓意 等
② 作者	作者名
③ 設置の目的	故人の顕彰 等
④ 設置場所	広場,公園,水辺・緑地,寺社 等
⑤ 設置場所との意味的なつながり	像主の経歴が関連,つながり無 等
＜設置方法＞	
⑥ 府域スケール	特定箇所へ集中設置 等
⑦ 地区スケール	特定の場所との関係性 等
⑧ 敷地スケール	建築と軸線を形成 等

(6)既往研究及び本研究の位置づけ

本研究に関連する先行研究は以下のようなものがある．

①戦前の屋外彫刻設置に関する規制に関する調査，考察を行ったもの(竹田[1]等)．

②戦前に設置された屋外彫刻について，戦中の金属回収や戦後の撤去等失われた経緯を調査，考察を行ったもの(平瀬[2])

③戦前に設置された個別の屋外彫刻について，設置理由や設置過程等を調査，考察したもの(恵美[3]等)

④戦前に設置された記念碑や屋外彫刻について，台座等建築家の関与した内容について調査したもの(木下[4])

①，②は，規制や制度の内容や経緯，社会的背景等，に関する考察にとどまっている点，③，④は，主に彫刻等単体の内容や表現の考察にとどまっており，本研究で扱う配置方法等周辺環境との関係性に関する部分については，十分な考察がなされていない点で，アーバンデザインとしての観点からは十分な考察がなされていない．

２．全国の屋外彫刻設置の動向と分析対象の抽出

(1)屋外彫刻設置の開始

我が国において，西洋彫刻の技法によって制作された屋外彫刻が設置されたのは，1891(明治 24)年に島根県津和野に設置された亀井茲監像が最初であり，東京府内に設置されたものとしては，1876(明治 9)年に工部美術学校が開校し西洋彫刻の技術が伝えられた後，同校の卒業生の大熊氏廣により 1893(明治 26)年に制作された靖国神社の大村益次郎像(図 1)が最初である．

(2)全国の設置数の変遷

戦前に二六新報社から発行された「銅像写真集　偉人の俤」[5](以下，「偉人の俤」)は,1929（昭和 4）年までに全国で設置された銅像等の写真や設置年,設置者等彫刻に関する諸情報が掲載されている数少ない文献であり，その復刻版には追加資料として全国の設置状況が集計されている[注1]．

この「偉人の俤」に掲載されている，全国で設置された彫刻(公共空間以外含む)の数は，636 件であり，1900 年前後(明治 30 年代)から年毎の設置数が増加している．そして，それ以前の多くは大村益次郎像をはじめ楠正成像（図 2)，西郷隆盛像（図 3）等東京府内の事例である．

また，各都道府県内の彫刻(公共空間以外含む)の設置数が最も多いのは東京府(当時)の 168 件であり，2 番目に多い石川県の 38 件に対して非常に多い．東京府内では東京市内が 141 件と多い．

(3)分析対象の抽出

以上のことから，本研究において分析を行う地域は，先進性と事例数から東京府内（当時）とする．

また,既往文献から，東京府内に設置されたことが分かる屋外彫刻のうち，公共空間に設置されていたもの，及び公共空間から眺めることができたことが確認できたもの 39 件を分析対象として抽出した[注2]．抽出した分析対象を表２に示す．

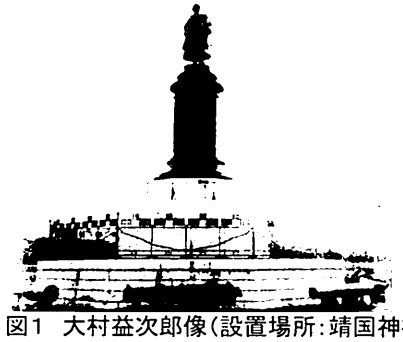

図1　大村益次郎像(設置場所:靖国神社）[6]

図２　楠正成像(設置場所:皇居前広場）[7]

図３　西郷隆盛像(設置場所:上野公園）[8]

表 2 分析対象一覧

	名称	形態	設置年	作者	設置場所	現況
1	大村益次郎像	立像	1893(M26)年	大熊氏廣	寺社等(靖国神社)	現存
2	楠正成像	騎馬像	1897(M30)年	高村光雲他	広場(皇居前広場)	現存
3	西郷隆盛像	立物像	1897(M30)年	高村光雲他	公園(上野公園)	現存
4	小菅智淵像	立像	1899(M32)年	藤田文蔵	公園(芝公園)	失
5	瓜生岩子像	座像	1901(M34)年	大熊氏廣	公園(浅草公園)	現存
6	有栖川宮熾仁親王像	騎馬像	1903(M36)年	大熊氏廣	軍施設(参謀本部内)	移設
7	北白川宮親王像	騎馬像	1903(M36)年	新海竹太郎	広場(近衛歩兵衛門前)	移設
8	後藤象二郎像	立像	1903(M36)年	本山白雲	公園(芝公園)	失
9	川上操六像	立像	1905(M38)年	大熊氏廣	水辺・緑地(九段坂上)	失
10	品川弥二郎像	立像	1907(M40)年	本山白雲	水辺・緑地(九段坂上)	現存
11	陸奥宗光像	立像	1907(M40)年	藤田文蔵	官施設(外務省内)	失
12	川村純義像	立像	1909(M42)年	本山白雲	官施設(海軍省内)	失
13	仁礼景範像	立像	1909(M42)年	田中祐一他	官施設(海軍省内)	失
14	西郷従道像	立像	1909(M42)年	本山白雲	官施設(海軍省内)	失
15	広瀬・杉野像	立像(群像)	1910(M43)年	渡辺長男	広場(須田町(万世橋駅前))	失
16	田村成義	立像	1911(M44)年	不明	寺社等(正春寺)	現存
17	小松宮彰仁親王像	騎馬像	1912(M45)年	大熊氏廣	公園(上野公園)	現存
18	榎本武揚像	立像	1913(T2)年	田中親光他	寺社等(木母寺)	現存
19	板垣退助像	立像	1913(T2)年	本山白雲	公園(芝公園)	失
20	川上音二郎像	立像	1913(T2)年	不明	寺社等(谷中墓地)	失
21	井上勝像	立像	1914(T3)年	不明	広場(東京駅前)	再建
22	大隈重信像	立像	1916(T5)年	朝倉文夫	公園(芝公園)	失
23	長谷川泰像	倚像	1916(T5)年	武石弘三郎	公園(湯島公園)	失
24	尾上菊五郎像	立像	1916(T5)年	渡辺長男	公園(深川公園)	失
25	市川団十郎像	立像	1918(T7)年	新海竹太郎	公園(浅草公園)	再建
26	大山巌像	騎馬像	1919(T8)年	新海竹太郎	軍施設(参謀本部)	移設
27	有栖川宮威仁親王像	立像	1921(T10)年	新海竹太郎	軍施設(海軍大学校前)	移設
28	大石良雄像	立像	1921(T10)年	不明	寺社等(泉岳寺)	現存
29	寺内正毅像	騎馬像	1923(T12)年	北村西望	広場(三宅坂)	失
30	日蓮上人像	立像	1924(T13)年	岡崎雪声	水辺・緑地(洗足池畔)	移設
31	星亨像	立像	1925(T14)年	本山白雲	寺社等(池上本門寺)	失
32	加藤清正像	立像	1926(T15)年	竹内久一	寺社等(池上本門寺)	失
33	大井玄洞像	胸像	1928(S3)年	不明	公園(江戸川公園)	現存
34	震災遭難児童像	立像(群像)	1930(S5)年	小倉右一郎他	公園(横網町公園)	再建
35	渋沢栄一像	立像	1933(S8)年	朝倉文夫	公園(常盤橋公園)	再建
36	ハチ公像	動物像	1934(S9)年	安藤照	広場(渋谷駅前)	再建
37	肉弾三勇士像	立像(群像)	1934(S9)年	新田藤太郎	寺社等(青松寺)	失
38	三沢初子像	立像	1934(S9)年	新田藤太郎	寺社等(正覚寺)	現存
39	和気清麻呂像	立像	1940(S15)年	齋藤素巖	水辺・緑地(大手濠)	現存

3．設置に関する規制等

(1)規制以前

屋外彫刻が設置される当初より，官有地に設置しようとする場合，設置者は，伺書を提出し，設置場所や彫刻の内容（像主の経歴，形態等）について省庁等行政に対して可否の判断を問う必要があった[注3)]．

例えば,西郷隆盛像(1897(明治 30)年)は,像主の服装や設置場所について,東京府や宮内大臣等の指導を受けている．これは,像主の西郷が,維新の元勲であったものの,その後の西南戦争により,死後,国賊とされた時期があることによる．後に,大日本帝国憲法発布の特赦により,従二位が与えられたが,像の建設にあたっては,西南戦争を想起させる軍服を着た姿は認められなかった．また，設置場所も皇居前広場が候補となったが結局認められず，明治天皇の忠臣であった頃の西郷が関わった上野戦争ゆかりの地である上野公園が設置場所とされた．

(2)規制の開始

屋外彫刻に対して具体的な規制が行われるのは1900(明治 33)年の「形像取締規則」[注4)]からである．

「形像取締規則」により，「官有地及公衆ノ往来出入スル地」として，官有地や公衆が出入りすることが可能な民有地を対象に彫刻等を設置する際に地方長官の許可が必要となった．また，設置の許可を申請するために申請書に記載することが必要な項目として，設置位置や彫刻等の素材・制作方法・図面，題材となる人物の事跡や彫刻等の寓意，維持管理方法などが定められている．その他には，内務大臣が「公共ノ安寧ヲ維持シ又ハ風俗ノ取締」を行うために必要であると認めた場合は，既設の彫刻等の移設，改造，撤去の命令を行うことができることになった．

同様に,「社寺境内ニ記念碑建設ニ関スル件」[注5)](1917（大正 6）年）では，「形像取締規則」の内容が具体化され，社寺境内に対して「国家ニ功労アル者又ハ頌揚スヘキ事跡アル者」を題材とした彫刻等でなければ，設置を認めないことが記載されている．併せて，当時一般公衆に関係ない彫刻等が多く申請されていることと，許可を得ずに建設されているものがあることも記載されている．

これらの規制が行われた要因としては，前述したよう

に，1900 年前後(明治 30 年代)以降，屋外彫刻の設置数が増加していることが挙げられる．

当時，民間の経済力が向上したことにより，民間による彫刻設置も行われるようになり，竹田 6)は社会背景として、第二次大戦終了まで、我が国が国家主義を国家体制の骨格にして近代化を推進していったことから、これを明確かつ、強固なものを醸成する必要があったことを述べた上で、「(民間が銅像を設置する場合) 国家主義と無関係の人物がモチーフにされる恐れがあり、これは、国家主義の醸成には有害であると、政府は憂慮しただろう.」と指摘している．

(3)戦時中の非常回収

戦時中の 1943(昭和 18)年には「銅像等ノ非常回収実施要綱」注 6)が閣議決定され，多数の屋外彫刻（金属製のもの）が回収されることとなった．同要綱では「逼迫セル銅ノ需給状況ニ鑑ミ（中略）銅像等ノ非常回収ヲ即時断行スルモノトシ併セテ本措置ニ依リ戦争完遂ニ対スル国民ノ士気ヲ一層強固ニシ以テ決戦体制ノ確立ニ資セントス」とし、銅の需要をまかなうことと国民の士気を一層強固にすることを目的とし屋外彫刻（銅像等）の非常回収を行うことが記載されている。

また，同要領には除外要件が示されており，「皇室、皇族、王族ニ関スルモノ及神像」，「特ニ国民崇敬ノ中心タルモノ」等，像主が皇族のものや国民崇敬の中心となっているものなどは除外することが記載されている．

東京府内では，分析対象とした 39 件のうち 20 件が回収され，その内訳を表 3 に示す．

回収を免れたのは，有栖川宮熾仁親王像等皇族を像主とした彫刻と，「特ニ国民崇敬ノ中心タルモノ」として楠正成像注 7)や広瀬・杉野像注 8)などがあった．

また，瓜生岩子像(浅草公園)，田村成義像(正春寺)といった除外要件に含まれないと考えられる民間人の社会活動家や実業家を像主としたものでも回収を免れたものがある．

(4)GHQ 占領下での政府等による移設・撤去

GHQ占領下の政府は，「公葬等について」(1946年(S21))注 9)，「忠霊塔，忠魂碑等の措置について」(同年)注 10)により，軍国主義又は超国家主義思想の宣伝鼓舞を目的とした屋外彫刻等の新規建設及び，同様の目的で設置された既存の屋外彫刻等の撤去を指示した．具体的な撤去条項は「忠霊塔，忠魂碑等の措置について」に示されており，これを受けて，全国の既設の屋外彫刻の一部は撤去されることとなった．

東京都では，有識者等が参加する「忠霊塔，忠魂碑等の撤去審査委員会」を組織し，戦前回収を免れた屋外彫刻の一部に対して判断を行った（表4)．

判断の内容は，品川弥二郎像などは，「忠霊塔，忠魂碑等の措置について」の撤去条項に該当しないものとして存置の判断がなされたと共に，有栖川宮熾仁親王像などは，撤去条項に該当しないことに加え，美術史上の代表作としての価値が認められるものとして存置の判断がなされた．一方，広瀬・杉野像は，「国民の戦意高揚を目的としたもの，または国民の敵愾心を刺激し，国際友好を害する恐れがある」ものとして，撤去の判断がなされた．また，大山巌像は，「過去の戦役を想起させるおそれはあるが，明治大正時代を代表する作品で，芸術的価値のあるもの」として移設して存置の判断がなされた．肉弾三勇士像（図4）は，委員会の判断を待たずに撤去された．

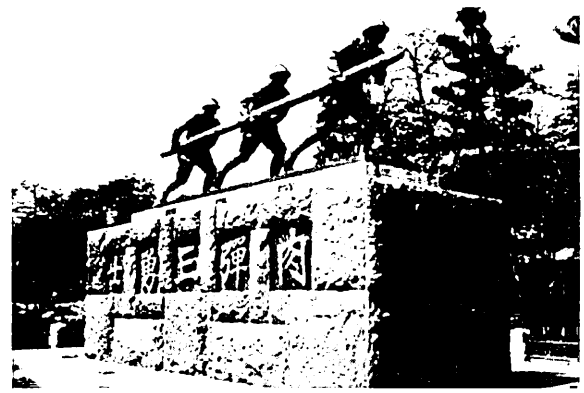

図 4 肉弾三勇士像(設置場所:青松寺) 10)

表 3「銅像等ノ非常回収実施要綱」の回収結果の内訳注 11)

存置	回収
＜皇族関係＞ 有栖川宮熾仁親王像，北白川宮親王像，小松宮彰仁親王像，有栖川宮威仁親王像 ＜国民崇敬の中心＞ 大村益次郎像，楠正成像，西郷隆盛像，広瀬・杉野像，大山巌像，和気清麻呂像 ＜理由不明＞ 瓜生岩子像，品川弥二郎像，田村成義，榎本武揚像，大石良雄像，日蓮上人像，大井玄洞像，肉弾三勇士像，三沢初子像	小菅智淵像，後藤象二郎像，川上操六像， 陸奥宗光像，川村純義像，仁礼景範像，西郷従道像， 板垣退助像，川上音二郎像，井上勝像，大隈重信像， 長谷川泰像，尾上菊五郎像，市川団十郎像， 寺内正毅像，星亨像，加藤清正像，震災遭難児童像， 渋沢栄一像，ハチ公像

表 4 GHQ 占領下における東京都委員会による存置・撤去・移設の判断の内訳注 12)

存置	移設	撤去	審査対象外(存置)
品川弥二郎像，榎本武揚像，和気清麻呂像 ＜以下，美術史上の価値あり＞ 有栖川宮熾仁親王像，北白川宮親王像，小松宮彰仁親王像， 有栖川宮威仁親王像，大村益次郎像，楠正成像，西郷隆盛像	大山巌像	広瀬・杉野像， 肉弾三勇士(委員会判断前に撤去)	瓜生岩子像，田村成義， 大石良雄像，日蓮上人像， 大井玄洞像，三沢初子像

(5)まとめ

戦前に公共空間に屋外彫刻を設置しようとした場合，時代によって規制の対象範囲や規制の程度の変化はあるものの，設置の計画段階において，屋外彫刻の内容や設置場所の妥当性が行政により判断されていた．

また，戦時中の「銅像等ノ非常回収実施要綱」により，戦前設置された屋外彫刻の多くは回収される一方，回収を免れた屋外彫刻についても，戦後の GHQ 占領下の国家主義の排除の中で，逆に撤去や移設の対象となり，結果として戦前の公共空間に設置されていた屋外彫刻の多くは失われた．

4．東京府内に設置された屋外彫刻の分析

(1)屋外彫刻の内容

特定の人物（故人）を題材としたもの(いわゆる銅像)が多く，単身の立像や騎馬像，胸像，座像などの形態がある．その他には数は少ないものの，複数の像による群像や渋谷駅前に設置されたハチ公像(動物の像)がある．

像主の職業としては，国政に携わった政治家や軍人が多く，その他には皇族や芸能関係のものがある．

特定の場所を眺めている姿(大村益次郎像等[注13])や像主にまつわる出来事を表した姿(広瀬・杉野像等)など，寓意を含んだ表現のものもみられた．

(2)作者

分析対象とした 39 件の作者のうち，最も多いのが本山白雲の 6 件であり，次いで大熊氏廣の 5 件，新海竹太郎の 4 件が多い．工部美術学校で西洋彫刻の技法を学んだ大熊氏廣以外は東京美術学校に籍を置いたことのある人物が多く，楠正成像では，原型の頭部を高村光雲，武具を山田鬼斎，馬は後藤貞行，鋳造を岡崎雪声というように，一つの作品を東京美術学校のスタッフ複数人で制作しているものもみられた．

(3)設置目的

特定の人物(故人)の顕彰を目的としたものが多い．その他には，広瀬・杉野像や肉弾三勇士像といった，戦死した人物を英雄化し国民に対し国家主義を鼓舞することを目的としたものがみられた．

(4)設置場所

軍施設や官庁施設の他，寺社や公園(上野公園，芝公園他)に多く設置されている．

(5)彫刻と設置場所の意味的つながり

彫刻と設置場所との意味的つながりがあるものが多い．

具体的には，像主が設置場所の組織(軍や省庁他)に在籍したことがある，設置場所(寺社等)に像主の墓がある等ゆかりがある，像主にかかわる出来事が設置場所であった等がある．

また，皇居周辺では，設置場所との意味的つながりはないが，天皇と像主の意味的つながり(まつわる出来事がある)を持つものがあった[注14]．

(6)設置方法

①府域スケール

東京府内に設置された屋外彫刻の位置を地図に示したものを図 5 に示す．

設置場所として，皇居以東，特に皇居周辺(図 5 丸囲い)に集中して設置されていることが分かる．

また，大村益次郎像は，上野を向いて設置されており，物理的距離が離れた場所間での関係性が考慮されている．

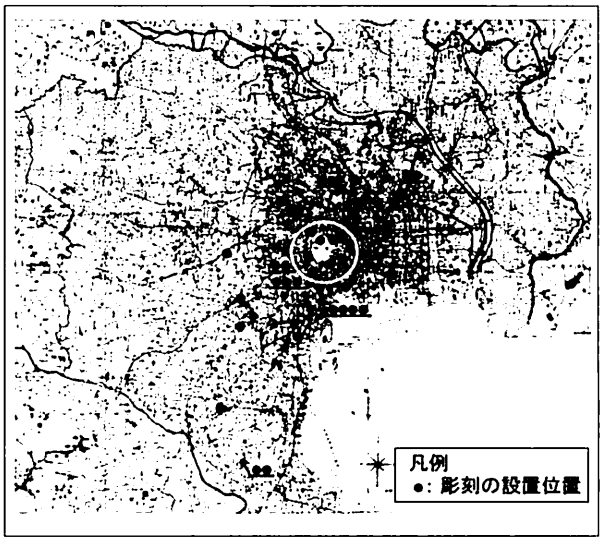

図 5 東京府内配置状況(「昭和十五年東京全図」[11]に加筆)

②地区スケール

東京府内で屋外彫刻が集中的に設置されている皇居周辺の屋外彫刻の設置状況と各彫刻の正面及び像主の視線の向きを図 6 に示す．

皇居に近い場所に設置されたものは，皇居に対し彫刻の正面もしくは像主の視線が向けられていることが多い．

ただし，皇居内の特定の場所に向けて，彫刻の正面や視線の方向が統一されているわけではない．

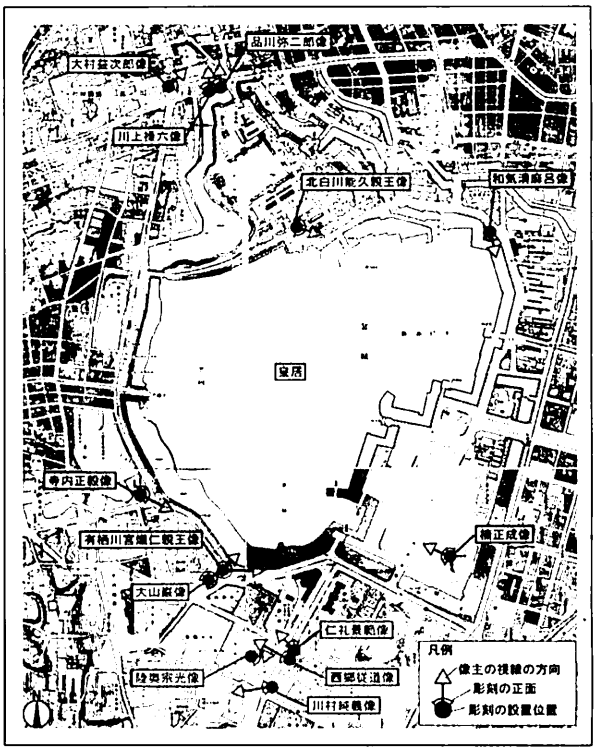

図 6 皇居周辺の屋外彫刻設置個所と各彫刻の向き(「帝都地形図(昭和 6 年測図昭和 22 年補修)」[12]に加筆)

③敷地スケール

屋外彫刻の配置方法は，彫刻の内容，配置の特徴と場所との意味的つながりの有無から，6種類に分類することができる．それぞれのタイプの模式図，代表的な事例の写真及び該当する事例を表5に示す．

タイプⅠは、建築と共に彫刻が軸線を形成し，意味と配置から場所を性格付けているタイプである．軍施設や官庁施設で見られるもので，像主は組織を代表する身分の高い故人(皇族等)や功績を残した故人が多い．また，彫刻は敷地前に設置される場合もある．

タイプⅡは，タイプⅠ以外で意味と配置から場所を性格づけているタイプである．タイプⅠとは異なり，建築との軸線形成など配置的関係を有するのではなく，敷地の角に敷地外に向けて設置や，敷地の入口(参道等)に設置，広場の中央に設置など，敷地の特徴的な位置に彫刻を配置したものである．像主は設置場所と意味的つながりを有しており，意味と配置から場所の性格付けを行っているものである．

タイプⅢは，場所等との意味的つながりがあるが，配置的関係が薄いタイプである．設置場所側の敷地制約(空きスペース等)により配置が決定されていると考えられ，寺社や公園が設置場所となっている場合や像主が民間の実業家や芸能関係の人物にみられる配置方法であり，最も件数が多い．

タイプⅣは屋外彫刻の内容，向き，場所との意味的つながりにより寓意を表しているタイプである．天皇と像主にまつわる出来事を表していることが多く，その場合は皇居に彫刻の正面を向けて設置もしくは皇居に視線を向けており，鑑賞者に対しても皇居を仰ぎ見ること想起させている．

タイプⅤは場所との意味的つながりはなく，単体として寓意を表現したタイプである．像主が祀り上げられるきっかけとなった出来事を表しており，他のタイプではみられない群像となっている点でも，彫刻単体として完結した表現を意図されていることが伺える．このタイプには，広瀬・杉野像が含まれるが，設置場所として当時の繁華街が選ばれているなど，場所とのつながりよりも，多くの人々に見せることを優先して設置場所が選ばれているとも考えられる．

タイプⅥが場所等との意味的つながりはなく，配置的関係も薄いタイプである．タイプⅢと同様に置場所側の敷地制約(空きスペース等)により配置が決定されていることが考えられる．

4．3　分析結果のまとめ

以上，戦前に東京府内の公共空間に設置された屋外彫刻 39 件を分析した結果，彫刻の多くは，特定の故人が像主となっており，その故人を顕彰することを目的としたものであった．

また，場所との意味的つながりは，像主の経歴などとに関係したものが多かった．

設置方法としては，物理的距離の離れた場所間の関係を彫刻の内容や向きにより表現しているものや，皇居の方向を考慮した集中的な設置が行われていた．敷地内の配置方法は６タイプに分類することができたが，敷地内の建築との配置的関係や敷地との配置的関係，敷地外の特定の場所との彫刻の向きを介した関係等、彫刻単体としてではなく，周辺環境も考慮に入れた配置が行われていると共に，タイプⅠ等，像主の身分や冠位に応じた配置の選択も行われていたと考えられる．

5．全体のまとめ

以上，戦前の東京府内公共空間に設置された屋外彫刻について，設置に関する規制の内容とその結果及び各事例の分析を行った．

戦前は，規制により設置する屋外彫刻の内容や設置場所が相応しいかが行政により判断され，結果として，当時の価値判断として公共空間に相応しい彫刻が設置され，場所との意味的つながりも確保される場合が多かった．

そして，設置にあたっては，敷地外や敷地内建築物との関係等周辺環境を考慮し配置がなされ，その配置の選択にあたっても像主の身分や功績が考慮されていたと考えられる．

また，戦前の金属回収時に「国民崇敬の中心」とされ回収を免れたものは，彫刻単体の内容や向き，場所との意味的つながりにより皇居を仰ぎ見ることを想起させたり，国家主義を鼓舞したりするような寓意を有するタイプⅣ，Ⅴに含まれた考慮すると，設置の目的に応じた屋外彫刻の内容や配置方法が選択されていたと考えられる．

つまり，戦前の公共空間へ設置された屋外彫刻には，彫刻単体としての美術作品の価値よりも，彫刻単体もしくは周辺環境と相まって表現する内容，意味が重視されていたと考えられる.この点は，本研究では触れていないが，戦後から現在に至るまで設置されている屋外彫刻と比べても特徴的である．

しかし，戦時中の回収や終了後の撤去・移設により，彫刻が有していた周辺環境との関係性は失われ，それらを免れたものについても周辺整備による移設など，当初の意図を窺い知ることが出来るものは非常に少ない．

今後屋外彫刻を活用したより良い公共空間を形成していくためには，戦前のように，アーバンデザインとしての配慮が十分に検討され設置が行われることが望ましく，屋外彫刻を設置する際に，公共空間へ設置する妥当性を検証する仕組みを構築することも考えられる．

また，本研究で明らかにしたように，戦前の公共空間に設置された屋外彫刻は，彫刻単体でその場所にあるのみではなく，周辺環境も含めたアーバンデザインとして考慮がなされ，その場所に設置されていることから，現存する数少ない彫刻については，当初の意図を十分に理解し，周辺環境も含めた空間の保全を行う必要がある．

そして，やむを得ず移設を行う際には，戦前の場合と同様，設置場所との意味的つながりなどを考慮し，十分な検討を行った上で行われることが望ましい．

表 5 敷地スケールの配置タイプ分類

タイプ分類	模式図	代表的な事例の写真	該当する事例 （括弧内は設置場所）
タイプⅠ： 建築と共に軸線を形成し，意味と配置から場所を性格付けているもの	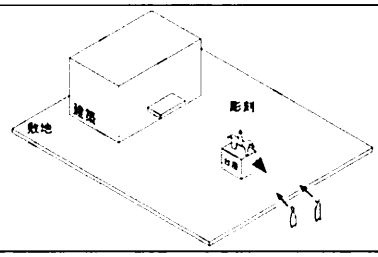	 図 7 有栖川宮熾仁親王像 13)	大村益二郎像(靖国神社),有栖川宮熾仁親王像(陸軍参謀本部前),北白川宮親王像(近衛歩兵衛門前),陸奥宗光像(外務省),西郷従道像(海軍省)
タイプⅡ： タイプⅠ以外で意味と配置から場所を性格づけているもの	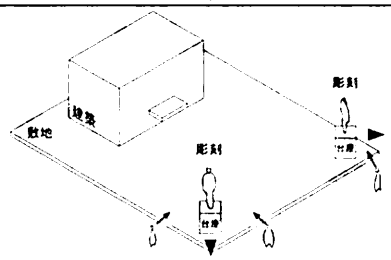	 図 8 仁礼景範像 14)	後藤象二郎像(芝公園),川村純義像(海軍省),仁礼景範像(海軍省),榎本武揚像(木母寺),井上勝像(東京駅前),有栖川宮威仁親王像(海軍大学校前),大石良雄像(泉岳寺),寺内正毅像(三宅坂)
タイプⅢ： 場所等との意味的つながりがあるが，配置的関係が薄いもの	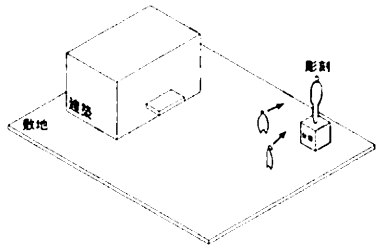	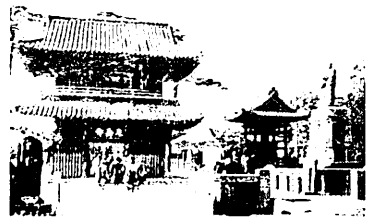 図 9 大石良雄像 15)	田村成義像(正春寺),小松宮彰仁親王像(上野公園),板垣退助像(芝公園),尾上菊五郎像(深川公園),市川団十郎像(浅草公園),日蓮上人像(洗足池),星亨像(泉岳寺),加藤清正像(池上本門寺),大井玄洞像(江戸川公園),震災遭難児童像(横網町公園),渋沢栄一像(常盤橋公園),三沢初子像(正覚寺)
タイプⅣ： 内容，向き，場所との意味的つながりにより寓意を表しているもの	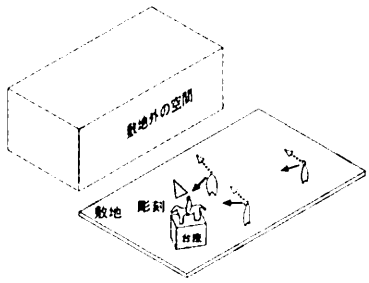	 図 10 楠正成像（再掲）	楠正成像(皇居前広場),西郷隆盛像(上野公園),大山巌像(参謀本部),ハチ公像(渋谷駅前),和気清麻呂像(大手濠)
タイプⅤ： 場所との意味的つながりはなく，単体として寓意を表現したもの	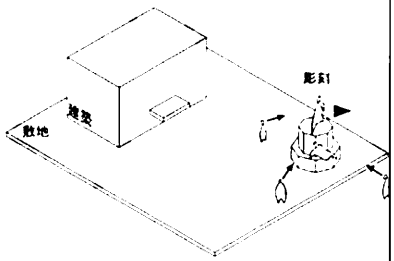	 図 11 広瀬・杉野像 16)	広瀬・杉野像(須田町(万世橋駅前)),肉弾三勇士像(青松寺)
タイプⅥ： 場所等との意味的つながりはなく，配置的関係も薄いもの	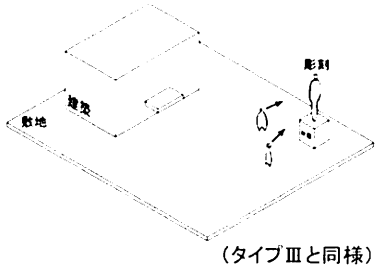 （タイプⅢと同様）	 図 12 川上操六像 17)	小菅智淵像(芝公園),瓜生岩子像(上野公園),川上操六像(九段坂上),品川弥二郎像(九段坂上),川上音二郎像(谷中霊園),大隈重信像(芝公園),長谷川泰像(湯島公園)

凡例 ▶：彫刻の正面 ▷：像主の視線の方向
→：鑑賞者の視線 ⋯▷：彫刻の方向性から想起される寓意

<補注>

注1) 「偉人の俤」の他には,1910(明治43)年刊行の「京浜所在銅像写真　第一輯」(人見幾三郎著,諏訪堂),1934(昭和9)年刊行の「帝国銅像鑑　第一輯」(栗田清美著,大日本帝国史蹟研究会出版部),1935(昭和10)年刊行の「帝国銅像鑑　上巻」(栗田清美著,大日本帝国史蹟研究会出版部)が存在するが,いずれも掲載された彫刻の数は20から70件程度で少なく,掲載されている事例も「偉人の俤」に含まれている.

注2) 分析対象としなかったものには,研究機関(創設者や研究者等を題材)や個人邸宅内(先祖等を題材)等が含まれる.

注3) 官有地に紀念碑を建設する場合には、当時伺書を提出する必要があり、屋外彫刻も同様の扱いとされていた.しかし,屋外彫刻の題材となる人物の経歴の提示等,申請する内容が詳細に定められたのは「形像取締規則」からである.

注4) 「形像取締規則」(1900(明治33)年5月19日 内務省令第18号)では,「官有地及公衆ノ往来出入スル地ニ於テ永久保存ノ目的ヲ以テ人物其ノ他ノ形像ヲ建設,移転,改造又ハ除去セントスル者ハ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ(後略)」として,官有地だけではなく公衆が往来できる民有地に設置する屋外彫刻も,地方長官の許可性となった.許可を申請する際に許可申請書に記載することが定められた項目は以下の通り.

一　形像の位置を表示した地図
二　形像を設置する土地の種目
三　地主又はその土地もしくは形像に関する権利を有する者がいるときは,その承諾の有無
四　形像の物質,制作方法並びにその設計の図面
五　礎石その他の部分に文字を表す時はその文字
六　歴史上顕著ではない人物の形像の場合は,その人の事跡又は寓意があるときはその寓意
七　費用を募集するものは募集及び支出の方法
八　形像の管理及維持方法

注5) 「社寺境内ニ記念碑建設ニ関スル件」(1917(大正6)年12月15日学第二六四四号 内務部長より各都市長宛依命通牒)では,「社寺境内ニハ国家ニ功労アル者又ハ顕揚スヘキ事跡アル者ニ非サレハ其ノ碑表又ハ形像ヲ建設スルコトヲ得サルモノナル(後略)」として,社寺境内への屋外彫刻の設置に対して,像主の条件が示されている.

注6) 「銅像等ノ非常回収実施要綱」(1943(昭和18)年3月5日閣議決定)では,供出対象から除外するものが明記されており,公共空間に設置された屋外彫刻に関連するものは以下の2項目である.

(イ)皇室,皇族,王族ニ関スルモノ及神像
(ニ)特ニ国民崇敬ノ中心タルモノ

注7) 楠正成は,鎌倉時代から南北朝時代の武将で,明治以降の皇国史観のもと「忠臣の鑑」として称えられ,1880(明治13)年に正一位を与えられた.皇居前広場に設置された彫刻は,京都へ進軍する後醍醐天皇を兵庫まで出迎えた時の姿を表している.

注8) 広瀬武夫は,日露戦争の旅順閉塞作戦において,退却時に自らの部下の杉野孫七を探すために何度も船に戻り,結果,砲撃を受けて戦死した軍人であり,後に軍神として称えられた人物である.万世橋駅前広場では,広瀬が軍神と称えられるきっかけとなったエピソードを広瀬像・杉野像の二体の群像により表現したものが設置された.

注9) 「公葬等について」(1946年(S21)11月1日 地方長官宛内務文部次官通達)

注10) 「忠霊塔,忠魂碑等の措置について」(1946年(S21)11月27日 警視総監地方長官宛内務省警保局長発)

注11) 「国民崇敬の中心」に該当するものは,国立公文書館所蔵「公文類聚・第六十七編・昭和十八年・第百巻・軍事六・国家総動員四・銅像等ノ非常回収實施二關スル件」の内容を基に作成.

注12) 存置,移設,撤去に該当するものは「,1947(昭和22)年6月28日付東京都警視庁公報」を基に作成

注13) 靖国神社に設置された大村益次郎像は,東北東の方向に視線を向けている.この姿は,生前大村益次郎が新政府軍を指揮し勝利した上野戦争の際に,上野東叡山にたてこもる彰義隊討伐の時の様子といわれており,実際に大村益次郎像から東北東の方向には上野が位置している.

また,西郷隆盛像は,江戸城から鬼門の方角に位置し,江戸(東京)のまちを見渡すことができる上野公園天王台に設置され,見守っている姿を表しているといわれている.実際の視線の向きは,皇居方面ではなく,南東の方向(浅草橋,馬喰町等)を向いている.

注14) 注7)で述べたように,楠正成像は,後醍醐天皇を兵庫まで出迎えた時の姿を表しており,場所は異なるが,像主にまつわる出来事として天皇との意味的つながりを有している.

<参考文献・図版出典>

1) 竹田直樹,「公的空間の彫刻作品に対する規制と撤去・破壊の史的変遷—公的空間における彫刻作品の存在意義および性質について1」,デザイン学研究,日本デザイン学会,NO.88,pp153-160,1992

2) 恵美千鶴子,「西郷隆盛銅像考—その建設過程を中心に—」,文化資源学,文化資源学会,第3号,pp69-82,2004

3) 平瀬礼太,「戦争と美術コレクション—そこにあってはならないもの」,講座日本美術史第6巻美術を支えるもの,東京大学出版会,pp141-175,2005.4

4) 木下直之,「記念碑と建築家」,シリーズ都市・建築・歴史8　近代化の波及,東大出版会,pp289-347

5) 北澤憲昭(総監修)・田中修二(監修・解説),「偉人の俤(復刻版)」,ゆまに書房,2009.7

6) 国立国会図書館ウェブサイト「写真の中の明治・大正」URL (http://www.ndl.go.jp/scenery/index.html),写真掲載資料は「旅の家つと 29号」(刊行年:1900年).

7) 国立国会図書館ウェブサイト「写真の中の明治・大正」URL (http://www.ndl.go.jp/scenery/index.html),写真掲載資料は「東京名所写真帖」(刊行年:1910年).

8) 国立国会図書館ウェブサイト「写真の中の明治・大正」URL (http://www.ndl.go.jp/scenery/index.html),写真掲載資料は「最新東京名所写真帖」(刊行年:1909年).

9) 1)と同じ.

10) 絵葉書「(大東京)國の華忠烈肉弾三勇士の銅像」

11) 国際日本文化研究センター所蔵「昭和十五年東京全図」

12) 井口悦男編,「帝都地形変遷(昭和16年測図昭和22年補修)」,第4集之潮,2005

13) 国立国会図書館ウェブサイト「写真の中の明治・大正」URL (http://www.ndl.go.jp/scenery/index.html),写真掲載資料は「東京名所写真帖」(刊行年:1910年).

14) 玉井哲雄編,「よみがえる明治の東京:東京十五区写真集」,角川書店,pp63,1992.3

15) 「大東京写真名勝案内」,地久堂書店,1933.3

16) 石黒敬章 編・解説,「明治大正昭和東京写真集成」,新潮社,pp157,2001.8

17) 北澤憲昭(総監修)・田中修二(監修・解説),「偉人の俤(復刻版)」,ゆまに書房,pp141,2009.7